

令和 7 年度前期技能検定実施公示（追加公示）

職業能力開発促進法施行規則（昭和 4 4 年労働省令第 2 4 号）第 6 6 条第 3 項の規定に基づき、技能検定の実施について公示する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

青森県知事 宮下 宗一郎

1 実施する検定職種

実施する職種（作業）及び等級区分は次のとおりとする。

（1）1 級及び 2 級（1 職種 1 作業）

職種	作業
ブロック建築	コンクリートブロック工事作業

2 試験の方法

試験は実技試験及び学科試験により行う。

3 技能検定試験の手数料、実施期日及び実施場所等

（1）実技試験

検定職種ごとに次のとおりとする。

① 手数料

職種	手数料（円）
	1 級・2 級
ブロック建築	1 8 , 2 0 0

② 実施期日

令和 7 年 6 月 1 0 日（火）から令和 7 年 9 月 9 日（火）までの間において、別途青森県職業能力開発協会が指定する日に行う。

③ 実施場所

- ア 前期実技試験の実施場所は、別途青森県職業能力開発協会から通知する。
- イ 前期学科試験は、次に掲げる場所のうち別途青森県職業能力開発協会から通知する場所において行う。ただし、受検人員により実施場所が増減される場合もある。
 - ・青森市、弘前市、八戸市

(2) 学科試験

① 手数料

3, 100 円

② 実施期日

学科試験の実施期日は、検定職種ごとに次のとおりする。

職種	実施期日
【1 級及び 2 級】 ブロック建築	令和 7 年 9 月 7 日（日）

4 受検申請の手続

(1) 受検申請書等

受検申請書の用紙及び受検案内は、青森県職業能力開発協会で配布する。

(2) 提出先

「青森県職業能力開発協会」

所在地：〒030-0122 青森市大字野尻字今田 4 3 - 1

(3) 受付期間

令和 7 年 4 月 7 日（月）から令和 7 年 4 月 1 8 日（金）まで

5 合格の発表

技能検定に合格した受検者の受験番号を青森県庁ホームページに掲載する。

また、実技試験又は学科試験のいずれか一方に合格した受検者の受験番号についても同様に受験番号を青森県庁ホームページに掲載する。

(https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/sangyo/innovation/ginoukentei_04.html)

6 その他

技能検定についての詳細、不明な点は以下に問い合わせること。

- ・青森県職業能力開発協会（電話：017-738-5561）